

## [事案 30-187] 転換契約無効請求

・令和元年7月2日 和解成立

### <事案の概要>

過去の転換は配偶者により勝手に行われたものであり、申立人自身で行った転換は新規契約の申込みであると思っていたこと等を理由として、全ての転換の無効を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

昭和63年12月に契約した終身保険について、平成8年7月、同13年11月、同23年6月、同29年8月に転換したが、以下等の理由により、全ての転換を無効としてほしい。また、当初の契約に復旧したうえで、同契約から満期保険金等を支払ってほしい。

- (1)最初の3件の転換は、配偶者が勝手に行った。
- (2)直近に行った転換は、新規契約の申込みであると思っていた。
- (3)募集人は、当初の契約の内容を、60歳時の満期保険金は418万円である、と説明した。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)最初の3件の転換は、申込書の筆跡からすると申立人以外の者が記入した可能性があるが、いずれも当初契約と同一の印影であり、また、申立人が保険契約の管理全般を申立人配偶者に任せていたことからすれば、これらの転換は申立人の同意のうえで行われたといえる。また、仮に、申立人配偶者が勝手に行ったものであるとしても、申立人自身による直近の転換申込みにより、これらの転換は申立人が追認したといえる。
- (2)申立人は、募集人から、転換前契約に復旧することはできない旨の説明を受けたうえで、手続きが転換であることを理解して申し込んだ。
- (3)当初契約は終身保険のため満期は存在しないうえ、死亡保険金額は300万円であるから、募集人が満期保険金は418万円と説明したとは考えられない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の状況を把握するため、申立人および直近の転換時に同席した保険会社職員に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人配偶者が勝手に転換を行ったとは認められず、申立人が直近の転換を新規申込であると誤解していたとは認められないが、転換契約の一部について、申立人が自身で申込書を作成せず、また告知を行っておらず、募集人が申立人と面談していなかったと認められることから、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。